

Ⅶ 受験に関する注意事項等

1. 受験に関する注意事項等は、個別学力検査等の前日午後に、出願した学部において掲示しますので、必ず確認しておいてください。
2. 個別学力検査等前日及び当日の自動車、バイク等での試験場構内への乗入を禁止します。
3. 個別学力検査等当日は、**個別学力検査等の受験票及び大学入試センター試験の受験票を必ず持参してください。**（入学手続きの際にも両方の受験票が必要になります。）
4. 個別学力検査等当日は、各学部の指示する時刻及び場所に集合してください（時刻の指示がない場合は**試験開始30分前**までに集合してください）。ただし、医学部医学科の**面接試験の集合時刻・場所**については、受験票送付時に別途通知します。
5. 試験開始時刻に遅れた場合は、各教科等とも**試験開始後30分以内**に限り入室を認めます。
ただし、医学部医学科の**面接試験の控え室への入室限度時刻**については、受験票送付時に別途通知しますので注意してください。
6. 個別学力検査等において使用を認めるものは、**黒鉛筆**（シャープペンシルも可。ただし、シャープペンシルの芯ケースは、かばんに入れておくこと）・**鉛筆削り**（電動式・大型のもの・ナイフ類を除く）・**消しゴム**・**ハンカチ**（漢字、英文字や地図等がプリントされていないもの）・**ティッシュペーパー**（袋または箱から中身だけを取り出したもの）に限ります。※定規等の補助具は使用できません。
また、**座布団及びひざ掛け**（コート類をひざ掛けとして使用する場合も含む）で漢字、英文字や地図等がプリントされていないものは使用を認めます。
健康上その他やむを得ない理由により、上記以外のものを使用したい場合は、監督者の指示に従ってください。
なお、**時計**（腕時計・置時計・スマートウォッチ等）は試験室に入る前にかばんに入れておいてください。各試験室に電波時計を設置していますので、試験時間の確認は可能です。
7. **携帯電話・スマートフォン・スマートウォッチ等の電子機器類**は、試験室に入る前に必ずアラームの設定を解除し電源を切ってかばんに入れておいてください。試験時間中に身につけている場合、不正行為と見なすことがありますので注意してください。これらを時計として使用することはできません。
8. 試験時間中に監督者が写真票及び机上の受験票の写真と受験者の顔の確認を行います。マスクや眼鏡等について一時的に外すよう監督者が指示する場合がありますので、指示に従ってください。
9. 不正行為等（★「不正行為等の取り扱い」参照）の理由で退場を命じられた者は、受験資格を失います。
10. その他受験に関する問い合わせは、出願した学部の教務担当（82ページ参照）に照会してください。

詐欺まがいの行為に注意してください！

例年、試験場周辺において本学関係者を装うなどして、受験者に『合否連絡をする』、『緊急時に自宅に連絡する』などと言葉巧みに近寄り、受験番号・氏名・住所・電話番号などを記入させ、現金を要求する行為が発生しています。

本学関係者が受験者の個人情報を聞き出し、現金を要求することは一切ありません。

★ 不正行為等の取り扱い

- ① 次の不正行為を行った場合は、その場で受験の中止と退場を命じられ〔不正行為失格〕となります。〔不正行為失格〕が命じられた場合は、全教科の受験資格を失うこととなります。

ア. 受験票に本人以外の写真が貼ってあった場合や解答冊子に本人以外の名前や受験番号を記入した場合。
イ. カンニング（カンニングペーパー・教科書・辞書及び参考書類の使用，他の人から答えを教わることなど）を行うこと。
ウ. 他の受験者に答えを教えたり，解答冊子の交換等により，カンニングの手助けを行うこと。
エ. 試験時間中に，問題冊子・解答冊子・下書き用紙を試験室から持ち出すこと。
オ. 『解答を始めなさい。』の指示前に，問題冊子を開いたり，解答を始めること。
カ. 試験時間中に，スマートウォッチ等のウェアラブル端末・携帯電話・スマートフォン・電子辞書等の電子機器類を使用すること。
キ. 試験時間中に，定規・コンパス・電卓等の補助具を使用すること。
ク. 『解答をやめなさい。』の指示に従わず，解答を続けること。

- ② 上記①以外にも，次の行為を行うと不正行為となることがあり，場合によっては，文書により警告します。不正行為と見なされた場合の取り扱いは上記①の場合と同じです。

ア. 試験時間中に，時計（腕時計・置時計・スマートウォッチ等）・携帯電話・スマートフォン・電子辞書等の電子機器類や定規・コンパス・電卓等の補助具をかばん等にしまわず，机の上に置いたり，身につけていたり，手に持っていること。
イ. 解答冊子の見せ合い，話し合い，のぞき見等の疑いのある行為を行うこと。
ウ. 試験時間中に，長い間，机の下に手を入れたり，服のポケット等に手を入れたりすること。

- ③ 次の行為を行うと試験妨害と見なされ，その場で試験の中止と退場を命じられ〔退場命令失格〕となります。〔退場命令失格〕が命じられた場合は，全教科の受験資格を失うこととなります。

ア. 監督者の指示に従わず，他の受験者に迷惑となる行為を繰り返すこと。
イ. その他，試験の公平な実施を損なうおそれのある行為をすること。